

2025(令和 7)年度 大学院 3 つのポリシー

芦屋大学大学院教育学研究科博士課程の目的

教育基本法及び学校教育法の定めるところにしたがい、芦屋大学の建学の精神「人それぞれに天職に生きる」のもと、学術の理論及び応用を教授・研究しその深奥をきわめ、学問・文化の進展に寄与することを目的とする。

I ディプロマポリシー(学位授与の方針)

1. 前期課程修了者には修士の学位が与えられる。その要件は以下による。
 - (1) 所定の年限在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格した者。
 - (2) 教育学を軸とする学術分野において、高度な専門的研究力量と豊かな学識を有すると認められる者。
2. 後期課程修了者には博士の学位が与えられる。その要件は以下による。
 - (1) 所定の年限在学し、必要な単位を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者。
 - (2) 当該専門分野において、自立した研究者としての高度な研究能力と豊かな学識を有し、先進的な理論的枠組や独創的知見を有すると認められる者。

II カリキュラムポリシー(教育課程の編成・実施の方針)

以下の 1～5 のそれぞれの分野について、専門的な教育課程を編成し、学術研究能力を有した高度専門職業人の育成を行う。あわせて、幼稚園・小学校・中学校(社会、技術、職業指導)・高等学校(地理歴史、公民、情報、職業指導)の各教員の専修免許課程を設置して、高度な資質を備えた学校教員の養成を行う。

1. 教育学全般に関する理論的・基礎的分野。
2. 発達障害等特別支援教育を含む学校心理・臨床心理などの分野。
3. 学校及び社会における技術教育に関する理論と実践に関する分野。
4. スポーツ・健康教育に関する理論と実践に関する分野。
5. 情報・人間環境・多文化問題等現代的な教育課題に関する分野。

III アドミッションポリシー(入学者受入れの方針)

本専攻の博士課程は、標準修業年限2年の前期課程と標準修業年限3年の後期課程とに区分される。

1. 前期課程は、教育学、心理学(特別支援教育を含む)、技術教育、スポーツ・健康教育、環境・情報・多文化教育等の分野において高度な専門的研究力量と豊かな学識を養うことをめざす。そのため、内外の大学を卒業し、本専攻の課程を履修することのできる基礎的教養を有し、将来、高度な専門性を有する職業等に従事しようとする者を受け入れる。
2. 後期課程は、前期課程を基礎に、その専門分野において、将来、自立した研究者として研究活動を行おうとする者、またはその他高度な専門性を有する研究的業務に従事しようとする者を受け入れる。

加えて、本専攻前・後期課程とも、学位取得や再教育をめざす大学・高等学校・中学校等の現職教員をはじめ、専修免許状など高度な教員資格の取得を目的とする者、その他一般社会人にも受け入れが開かれており、入学試験においては、将来の進路希望・研究関心・研究テーマを重視して入学者の決定を行う。